

「今夏の節電目標の改定方針について」を踏まえた
厚生労働省の対応方針について

平成 24 年 6 月 26 日
厚生労働省節電対策本部

1 基本的な考え方

- 「今夏の節電目標の改定方針について」（平成 24 年 6 月 22 日電力需給に関する検討会合、エネルギー・環境会議決定）（以下「政府改定方針」という。別紙）により、大飯原子力発電所 3 号機の再起動が確実となった段階¹（以下「再起動確実時」という。）において、関西、中部、北陸及び中国電力管内の節電目標が改定されることとなった。
- また、3 号機の再起動後、4 号機が再起動され、それに伴い節電目標が再度改定される予定である。
- これを踏まえ、厚生労働省においては、3 号機又は 4 号機の再起動確実時以降について、既に各施設において設定した節電目標の達成に努めることを原則としつつ、業務の円滑な運営に著しい支障を来す場合には、(改定される) 政府目標の範囲内で節電目標を改定できるものとする。
- 3 号機再起動確実時並びに 4 号機の再起動に伴う政府の節電目標の改定及び 4 号機再起動確実時については、別途事務局から連絡する。

2 政府改定方針を踏まえた各電力会社管内の施設における目標及び実施期間

(1) 節電の基本的な取組方針

- 電力消費のピーク時間帯のみならず、早朝や夜も含め、国民生活や行政サービスに支障を生じない範囲で節電を行う。

(2) 北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力、中部電力、北陸電力及び中国電力管内

- 関西電力、中部電力、北陸電力及び中国電力管内においては、既に各施設において設定した節電目標の達成に努めることを原則としつつ、業務の円滑な運営に著しい支障を来す場合には、(改定される) 政府目標の範囲内

¹ 再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階

で節電目標を改定できるものとする。

地域	節電目標 (対一昨年比)	節電期間及び時間帯
関西電力管内	▲10%以上	3号機再起動確実時～9/7(金)の平日 (8/13～15を除く。) 9:00～20:00
中部及び北陸電力管内	▲4%以上	
中国電力管内	▲3%以上	

(注) 3号機再起動確実時以前においては、関西電力管内▲15%以上、中部、北陸及び中国電力管内▲5%以上。

- 北海道電力、四国電力及び九州電力管内においては、すでに設定している節電目標の達成に努める。

地域	節電目標 (対一昨年比)	節電期間及び時間帯
北海道電力管内	▲7%以上	7/23(月)～9/14(金)の平日 (8/13～15を除く。 9:00～20:00 [7/23(月)～9/7(金)] 17:00～20:00 [9/10(月)～9/14(金)]
四国電力管内	▲7%以上	7/2(月)～9/7(金)の平日 (8/13～15を除く。) 9:00～20:00
九州電力管内	▲10%以上	

(3) 東京電力及び東北電力管内

- 東京電力及び東北電力管内においては、既に設定している節電目標の達成に努める。

3 所管の独立行政法人等への依頼

- 所管部局等から、独立行政法人、特例民法法人等に対し、政府改定方針及び本対応方針を伝達し、それらの趣旨を踏まえた適切な対応を要請する。

今夏の節電目標の改定方針について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 節電目標の改定にあたっての基本的考え方

- (1) 平成24年6月16日に開催された四大臣会合において、政府は、大飯原子力発電所3号機、4号機の再起動を決定した。
- (2) 大飯原子力発電所3号機が再起動された後、4号機が再起動される予定であり、3号機、4号機の再起動には、それぞれ約3週間を要する見込みである。
- (3) その際、再起動の作業が遅延する可能性があるため、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となる段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）までは、「今夏の電力需給対策について（平成24年5月18日電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）」で決定された節電目標を堅持することが必要である。
- (4) 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。）において、次の方針に従い、節電目標を改定する。

なお、大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力4号機の再起動が確実となった段階で改定する。

2. 大飯原子力発電所3号機の再起動に伴う節電目標の改定方針

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）において、「今夏の電力需給対策について」で決定された節電目標を以下のとおり改定する。

- ①大飯原子力発電所3号機の再起動により、中西日本（中部、関西、北陸、中国、四国、九州電力）において、電力の供給力が約170万kW増加¹することに合わせ、関西電力管内の節電目標を、一昨年比▲10%以上に低減する。
- ②中部、北陸、中国電力管内においては、広域レベルでの節電目標の共有を一部継

¹ 約170万kWのうち、大飯原子力発電所3号機の出力は、118万kW。残りは、揚水汲み上げ電力の増加等に伴う揚水供給力の増加分。

続することとし、定着した節電分相当²を数値目標として設定する³。

③四国、九州電力管内については、現在の節電目標を維持する⁴。

④数値目標を伴う節電要請期間及び時間は変更しない。

なお、大飯原子力発電所の再起動は、基本的に、中西日本地域の供給増をもたらすものであり、東日本地域の節電目標等は変更しない。

<現在の節電目標と改定後の節電目標>

	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現在の節電目標	▲5%以上	▲15%以上	▲5%以上	▲5%以上	▲7%以上	▲10%以上
改定後の節電目標	▲4%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲10%以上	▲4%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲3%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲7%以上	▲10%以上

これら、数値目標を伴う節電を要請することにより、引き続き、中西日本全体において、+3%以上の供給予備率を確保する。

以上

² 「定着した節電」とは、需給検証委員会で示されたとおり、現在行われている無理のない節電（ストレスが小さく、かつ、コストが少ない、もしくは投資回収ができるもの）を指す。例えば、照明や空調の調整等による節電が挙げられる。

³ 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

⁴ 四国電力管内については、▲7%以上の節電目標は、単独で需給ギャップを解消した上で余力があれば需給がひっ迫している他地域への電力融通を行うという前提であった。大飯原子力発電所3号機が再起動した後も、中西日本全体では、電力供給の余力があるとはいえないため、四国電力管内については、▲7%以上の節電目標を維持する。